

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 無鑑査選任規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）が選任する無鑑査の選任について定める。

(無鑑査の定義)

第2条 無鑑査とは、協会が主催する新作名刀展及び刀剣研磨・外装技術発表会に出品した作品について、審査を必要としない資格をいう。

(無鑑査の選任)

第3条 協会が主催する新作名刀展及び刀剣研磨・外装技術発表会出品の成績が、別紙「無鑑査選任基準」の基準を満たしている場合は、協会会長（以下「会長」という。）が理事会の議を経て、無鑑査の資格を授与する。

(無鑑査の義務)

第4条 無鑑査の資格を授与された者は、原則として、毎年実施される新作名刀展並びに刀剣研磨・外装技術発表会に出品しなければならない。

(無鑑査の取消し)

第5条 無鑑査の資格を与えられた者で、下記に該当する場合は、会長は、無鑑査の資格を取り消すことができる。

- (1) 新作名刀展及び刀剣研磨・外装技術発表会に、引き続いて3回出品しない場合。ただし、75歳以上の者及び疾病等の者を除く。
- (2) 協会の名誉を著しく汚し、若しくは作者としての権威を著しく損ねた場合
- (3) 無鑑査の資格を得た後、技能が著しく低下した場合

(特別措置)

第6条 会長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第56条の3により、重要無形文化財保持者として文部科学大臣から認定された者について、理事会の議を経て名誉無鑑査の称号を授与することができる。

(名誉無鑑査の取消し)

第7条 前条の称号を授与された者も、第4条及び第5条第1号、同条第2号の適用の対象とする。

2 前条の称号を授与された者が、文化財保護法第56条の4の第2号により、認定が解除された場合は、名誉無鑑査の称号を取り消すものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立登記の日から施行する。(平成24年4月1日施行)
- 2 従前の規程により、無鑑査を与えられている者は、この規程により授与されたものとして取り扱うものとする。

<無鑑査選任基準（規程第3条関係）>

令和6年6月10日改正

記

- 1 協会が主催する現代刀職展の作刀の部において、入賞15回のうち、特賞8回以上(太刀・刀・脇指・薙刀・槍の部)受賞し、そのうちに高松宮記念賞(平成17年まで高松宮賞)を2回以上受賞した者、若しくは特賞を10回以上(太刀・刀・脇指・薙刀・槍の部の特賞を6回以上)受賞した者で、人格が高潔であり、刀匠として抜群の技値が認められる者。ただし、太刀・刀・脇指・薙刀・槍の部と短刀・剣の部において同時に特賞を受賞したときは、特賞1回と数える。
- 2 協会が主催する現代刀職展の彫金の部、刀身彫の部において、入賞20回のうち、特賞8回以上受賞した者で、人格が高潔であり、彫師として抜群の技値が認められる者。ただし、彫金の部と刀身彫の部において同時に特賞を受賞したときは、特賞1回と数える。
- 3 協会が主催する現代刀職展の研磨の部において、入賞20回のうち、特賞を8回以上(鎬造の部の特賞を6回以上)受賞したもので、人格が高潔であり、研師として抜群の技値が認められる者。ただし、鎬造の部と平造の部において同時に特賞を受賞したときは、特賞1回と数える。
- 4 協会が主催する現代刀職展の刀装の部、白鞘の部、柄前の部及び白銀の部において、入賞20回のうち、優秀賞以上を10回以上(特賞1回以上)受賞した者で、人格が高潔であり、外装技術者として抜群の技値が認められる者。ただし、白鞘と刀装の部において同時に入賞したときは、入賞1回と数える。